

投資信託に関する Q & A

※ 本 Q & A では、委託者指図型投資信託の投資信託約款の変更及び投資信託の併合について解説をしていますが、委託者非指図型投資信託およびその受益証券の募集の取扱い等が行われるにあたって投資信託及び投資法人に関する法律第 58 条に基づく届出が行われた外国投資信託についても、同様の考え方となるものと考えられます。

(問 1) 投資信託の投資信託約款の変更について、投資信託及び投資法人に関する法律第 17 条第 1 項に規定する「その変更の内容が重大なもの」とは、当該投資信託の「商品としての基本的な性格を変更させることとなるもの」をいうとされています(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 29 条)。

ここでいう「商品としての基本的な性格を変更させることとなるもの」とは、どのような場合をいうのでしょうか。

(答)

以下のいずれかに該当する投資信託約款の変更については、「商品としての基本的な性格を変更させる」ものではないと考えられます。

- (1) 受益者の利益に資する投資信託約款の変更
- (2) 事務的事項に係る投資信託約款の変更であって受益者の利益には中立的なもの
- (3) 法令改正に伴い、法令適合性を維持するために行わざるを得ない投資信託約款の変更

まず、(1) については、例えば、

- ① 解約申入後、償還金受渡日までの期間を短縮する場合
- ② 信託期間終了までの間、解約が制限されていない投資信託に係る信託期間を延長する場合
- ③ 受益者の負担する信託報酬率・費用等を引き下げの場合
- ④ 追加信託申込単位を小口化する場合、追加信託可能日を増加する場合、および海外市場の休業日等による追加設定申込み不可日を削減する場合
- ⑤ 一部解約申込単位を小口化する場合、一部解約可能日を増加する場合、および海外市場の休業日等による一部解約申込み不可日を削減する場合
- ⑥ 信託財産留保額を減額または廃止する場合(償還金を捻出するために組入資産を換金する際のコストが低く抑えられているような事情があり、当該減額または廃止によっても、残存受益者に実質的に不利益とならないことが合理的に推察される場合に限る。)

が、該当すると考えられます。

また、(2) については、例えば、

- ① 委託者または受託者について、合併等による組織再編成に伴い商号を変更する場合および本店移転に伴い所在地を変更する場合
- ② 計算期間の長さを変更することなく、決算日を変更する場合

- ③ 受託者および委託者の間の信託報酬の配分率を変動させる場合（受益者の負担する信託報酬率に変更がない場合に限る。）
- ④ 委託者の運用権限の委託先について、運用権限を委託する範囲を削減する場合、合併等による組織再編成に伴い商号を変更する場合および本店移転に伴い所在地を変更する場合、ならびにこれらの場合において、運用権限の委託に係る費用を増減させるとき（当該費用が委託者の受領する信託報酬から支払われる場合に限る。）
- ⑤ 委託者の運用権限の委託先を変更する場合（従前の運用委託先の運用担当部門が他社に事業譲渡された場合において、当該事業譲渡を受けた社に委託先を変更するときのような、当該変更の前後で、委託先に実質的な相違がなく、かつ、運用方針が実質的に変更されず、受益者の負担する信託報酬額が当該変更前の金額を上回らないときに限る。）
- ⑥ ある投資信託について、その組入資産を、当該投資信託と同一の運用方針の他の投資信託へ移管し、いわゆるファミリーファンド化をする場合（当該移管費用を委託者が負担し、信託報酬総額が増加することとならない等、運用方針以外の事項について、受益者に不利益となるような実質的な変更が生じない場合に限る。）

が、該当すると考えられます。

さらに、(3)については、例えば、

- ① 消費税率の引上げに伴い、投資信託約款中の信託報酬に係る記載事項を変更する場合
- ② 法令改正に伴い、投資信託約款中で使用されている法令名、条文番号および用語を当該法令改正に必要な範囲で変更する場合（実質的な意味内容の変更を伴わない場合に限る。）
- ③ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第130条第1項第8号の2の施行に伴い、同号に規定する信用リスクを適正に管理する方法を新たに投資信託約款に定める場合

が、該当すると考えられます。

(問2) 投資信託の併合について、投資信託及び投資法人に関する法律第17条第1項に規定する「受益者の利益に及ぼす影響が軽微なもの」とは、以下の要件の全てに該当する投資信託の併合をいうとされています(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2)。

I 当該併合後の投資信託に属することとなる財産が当該併合前の投資信託約款に記載された投資信託財産の運用方針に反しないと認められること。

II 当該併合の前後で当該投資信託の商品としての基本的な性格に相違がないこと。

III 当該投資信託の投資信託財産の純資産総額が併合をする他の投資信託の投資信託財産の純資産総額の5倍以上であること。ただし、当該投資信託の投資信託財産と当該他の投資信託の投資信託財産の内容が実質的に同一であると認められる場合はこの限りでない。

上記IおよびIIは、どのような場合をいうのでしょうか。また、上記IIIのただし書きでいう「当該投資信託の投資信託財産と当該他の投資信託の投資信託財産の内容が実質的に同一であると認められる場合」とは、どのような場合をいうのでしょうか。

(答)

まず、Iについては、当該併合前の投資信託約款に規定された「信託の元本及び収益の管理及び運用に関する事項」(投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第6号)の内容に基づいても、当該併合後の投資信託財産に属することとなる資産に対して投資可能であることをいうものと考えられます。なお、いわゆるファミリーファンド方式やファンド・オブ・ファンズ方式の投資信託については、当該投資信託の投資対象先のファンドの信託約款等の内容も考慮して、上記投資可能性の有無を判断する必要があるものと考えられます。

次に、IIについては、当該併合の前後の投資信託約款を比較して、実質的な相違が、以下のいずれかに限られる場合をいうものと考えられます。

(1) 受益者の利益に資するもの

(2) 事務的事項に係る相違であって受益者の利益には中立的なもの

(3) 法令適合性を維持するために生じざるを得ないもの

なお、どのような場合が上記(1)から(3)までに該当するかについては、問1に対する回答に準じて考えられます。

IIIのただし書きでいう「当該投資信託の投資信託財産と当該他の投資信託の投資信託財産の内容が実質的に同一であると認められる場合」とは、例えば、同一の指数に連動する投資信託どうしでの併合の場合が該当するものと考えられます。したがって、このような場合は、投資信託の併合が「受益者の利益に及ぼす影響が軽微なもの」に該当するか否かを判断するにあたって、「当該投資信託の投資信託財産の純資産総額が併合をする他の投資信託の投資信託財産の純資産総額の5倍以上であること」との要件を考慮する必要がないものと考えられます。